国指定特別天然記念物
「田島ケ原サクラソウ自生地」で

ホームページは
こちら▶

草焼きを実施します

実施日：令和８年１月１４日（水）（予定）

時　間：午前９時頃から午後４時頃まで

場所：桜草公園内「田島ケ原サクラソウ自生地」（さいたま市桜区大字田島ほか）

※天候などにより、延期となる場合があります。（予備日は令和８年１月21日（水）を予定していますが、最新の情報はホームページをご確認ください。）

草焼きは、サクラソウの芽吹きを助けるために必要な作業です。春（４月）には、開花したサクラソウを鑑賞することができますので、ぜひ自生地にお越しください。

サクラソウ

草焼きの様子

「田島ケ原サクラソウ自生地」周辺のみなさまへ

- 草焼きでは炎や煙が発生しますが、火事ではありません。
- 消防署等の関係機関へは連絡済です。
- 風向きによっては灰が降ることがございますが、天然記念物保護のため、草焼きの必要性をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」草焼き Q&A

● なぜ草焼きを行うのですか？

枯草を焼くことにより地面に陽光があたり、サクラソウの芽吹きを助けるからです。

● 野焼きは禁止されていないのですか？

「国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」は、例外として認められています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、第十四条）

● 草焼きの実施をどこに知らせていますか？

文化庁、国交省、埼玉県、さいたま市関係各所、JR 東日本、桜区内全自治会、南区内一部自治会等のほか朝霞市・戸田市・志木市の関係各所・自治会へお知らせしています。

● 延期・中止の場合はどのように知ることができますか？

市ホームページをご覧いただくか、電話でお問い合わせください。なお、現地の状況から急きょ予定変更となる場合がありますこと、ご了承ください。

令和５年「田島ケ原サクラソウ自生地」が「未来に残したい草原の里 100 選」に選定されました。「草原の里」としての田島ケ原サクラソウ自生地を全国の皆様に知ってもらえるようしっかり未来につなげていきます。

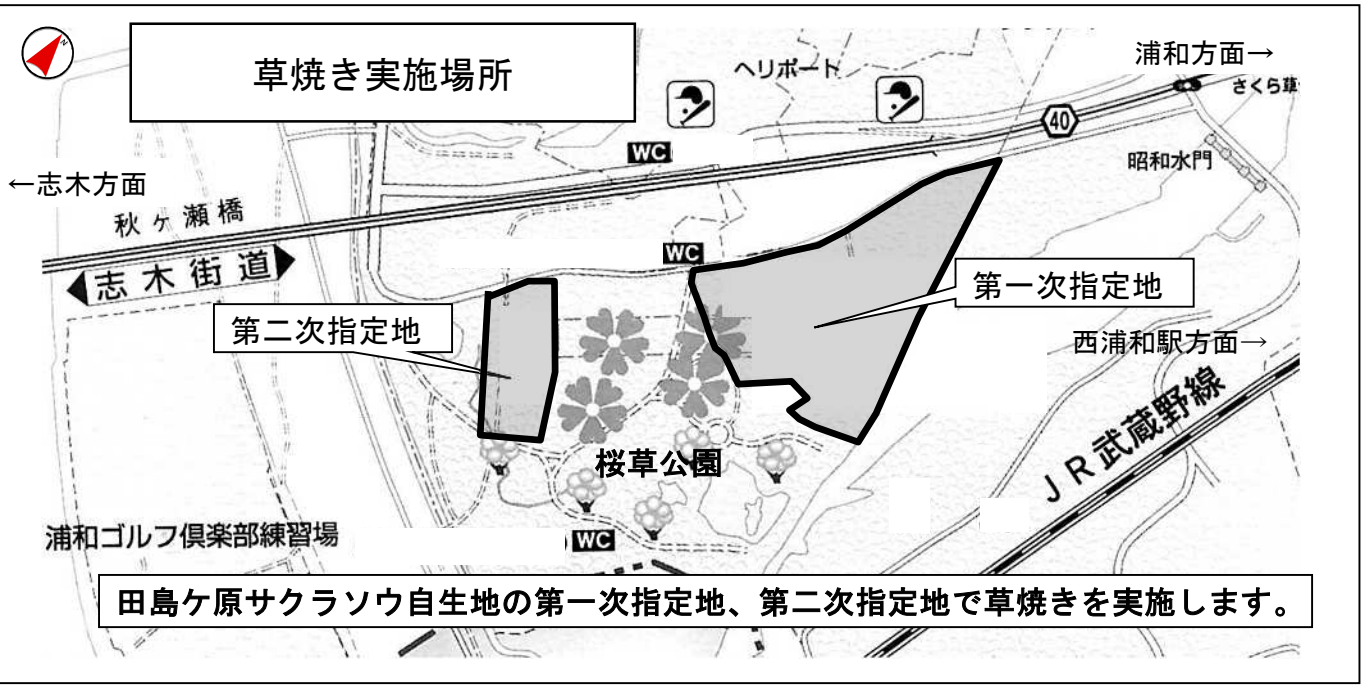

田島ケ原サクラソウ自生地の第一次指定地、第二次指定地で草焼きを実施します。

問い合わせ先

◎さいたま市教育委員会　文化財保護課（平日はこちら）
電話番号 048-829-1723　ＦＡＸ048-829-1989
（受付時間　平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
◎さいたまコールセンター
（土日祝日・当日の実施可否についてはこちら）
電話番号 048-835-3156　ＦＡＸ048-827-8656
（受付時間 8 時～21 時：年中無休）

このチラシは 2000 部作成し、1 部あたりの印刷経費は、5.4 円（概算）です。